

名家連ニュース

令和3年5月30日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.806号

事業主のみなさまへ


令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021014障01

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を改訂

- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスタープラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本 構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。(平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し)
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂しました。
- 詳しい情報は、国土交通省の以下のページにて公表しています。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree tk 000 012.html